

リレーションシップバンキングの機能強化に向けて

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

平成15年3月、金融庁より、「中小企業金融再生に向けた取組み」と各金融機関の「健全性確保、収益性向上等に向けた取組み」を2本柱とする「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が公表されました。アクションプログラムでは、平成15年度及び16年度の2年間で地域金融機関の「集中改善期間」と位置づけ、中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた取組みを促しています。

これを受けて、地方銀行を含む各中小・地域金融機関は「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定し、平成15年8月に金融庁へ提出しております。

リレーションシップバンキングについては、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」とされています。

地域金融の円滑化や地域経済の活性化のためには、リレーションシップバンキングの中心的な担い手である地域金融機関の果たす役割はきわめて大きいといえます。

アクションプログラム

平成15～16年度の2年間（「集中改善期間」）に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る。

《 中小企業金融再生に向けた取組み 》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表（各金融機関・業界で半期ごとに公表）

《 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み 》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守（コンプライアンス）
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

（金融庁）

リレーションシップバンキングの機能強化に向けた取組み

当行では、「地域社会の発展を常に考え行動すること」、「お客さまとの創造的な関係を深めること」を企業理念として掲げ、地元地域の中小企業や個人のお客さまを主なお取引先として、お客さまとの信頼関係に基づく継続的なお取引を進めてまいりました。

一方、金融庁の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の中では、地域金融機関としての新たな取組みも求められております。

当行では、リレーションシップバンキングの機能強化計画に関する取組みを業務計画の重要施策と位置けるとともに、平成16年度よりスタートした新中期経営計画（R-PLAN）にも組み入れ、計画達成に向けて取り組んでおります。

1. 中小企業金融再生に向けた取り組み

(1) 創業・新事業支援機能などの強化

当行グループによる企業育成ファンド「群馬キャピタル1号投資事業有限責任組合」を設立するとともに、群馬県が組成した「ぐんまチャレンジファンド」にも出資するなど、将来性・成長性のある中小企業の発掘、支援、育成に積極的に取り組んでおります。

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

お取引先に経営情報やビジネスマッチング情報をタイムリーに提供するため、地銀ネットワークサービスの「法人向け情報サイト」を営業店に接続するなど、行内のインターネット利用環境を整備しました。また、お取引先に対する経営支援の一環として、税務・法律・経営相談を継続的に実施しております。

(3) 早期事業再生に向けた積極的取り組み

厳しい経済環境の中で経営改善に真剣に取り組んでいるお取引先の早期事業再生のため、経営支援室を中心に改善計画策定や経営課題解決に向けた支援を実施しております。また、私的整理ガイドラインや中小企業再生支援協議会を活用した早期事業再生にも着手するなどお取引先の再建支援に積極的に取り組んでおります。

(4) 新しい中小企業金融への取り組みの強化

担保・保証に過度に依存しない融資の促進に向けて信用格付・スコアリングを活用した商品を充実させたほか、お取引先の資金調達の多様化に対応して、私募債の受託・引受・保証業務に積極的に取り組むとともに、商工組合中央金庫と連携して定時償還型私募債を商品化したしました。また、創業・新事業支援・事業再生などに関する事例や金融手法などについての情報交換や研究を進め、地域経済の発展に一層貢献していくことを目的として、日本政策投資銀行と業務協力協定を締結いたしました。

(5) 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

与信取引の基本規定（クレジットポリシー）を改定し「説明義務の遵守」を明記するとともに具体的な説明方法や内容などを定めた「与信取引における説明に関する基本方針」を制定することにより、お客さまの銀行取引に関する知識・経験に応じた適切な説明を行う態勢に整備いたしました。また、発生した苦情に対しては誠実かつ迅速に対応し、苦情原因の分析を行うとともに苦情事例に基づいた研修などを実施し、再発防止に努めております。

2. 健全性確保、収益性向上などに向けた取り組み

厳格な自己査定を実施するとともに、担保掛目を見直し引当金を厚くするなど財務体質の強化を図ったほか、お取引先の経営改善・事業再生などを支援することにより不良債権の縮減に取り組んでおります。また、信用リスク定量化システムにより信用リスクデータを蓄積するとともに、債務者格付と自己査定を同時に実施する格付・自己査定システムの開発を完了するなど収益管理態勢の整備を進めました。さらに、収益管理態勢の高度化をめざして統合収益管理システムも稼働いたしました。